くろがねだより

7月

2019年7月発行

●環境こばなし●第7回

人のプラスチック摂取量

1週間でクレジットカード1枚分

濠国の研究チームの発表によると、一週間で人が飲み込むマイクロプラスチックの量は、約5g。これはクレジットカード一枚分になるそうです。

「マイクロプラスチック」と呼ばれる5ミリ以下の小さな粒子は、プラスチックごみはもちろん、洋服の化学繊維や、歯磨き粉のスクラブまで様々なものからできています。それらが海や川に流れ、食物連鎖に組み込まれているのだそうです。

人間が取り込むマイクロプラスチックの量で一番多いのは、飲み水由来のもの。もちろん地域差はありますが、ボトル入りでも水道水でも摂取量は同じなのだとか。

二番目に多いのは貝類で、これは、人間がプラスチックを飲み込んだ貝を内臓ごと食べているのが原因なのだそうです。

普段の生活で私たちがこんなにもプラスチックを摂取しているとは思いもよりませんでした。これによる健康被害は今のところ確認されていませんが、今後の展開が気になるところですね。

参考:CNN.co.jp

●最近のくろがね●第7回

自然豊かなくろがね産業

こんにちは！くろがね産業です！

すっかり暑くなりましたが、皆様体調は崩されておりませんでしょうか？

くろがね産業従業員はもちろんですが、その他の生き物も元気な季節になりました。岡山の自然豊かな片田舎に立地しているため、この季節、規格外の大きさの昆虫が現れ、日が暮れると窓にはびっしりと羽虫が張り付き、虫嫌いな人にとっては大変なお化け屋敷と化します。

わかりにくいですが、手のひら大のバッタが網戸に…なんてことも↑

●くろがね4コマ●第7回

※この4コマ漫画はフィクションです。世の中に実在する全てのものに対して一切関係はございません※

●今月の法令●第7回

処理？処分？

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。　（法第1条から抜粋）

廃棄物の用語はややこしいものが多いですね。その中でも、「処理」と「処分」という言葉があります。どちらも同じ意味だと考える方は結構多いのではないでしょうか。でもこの二つ、きちんとした違いが実はあるのです。

～処分は処理に含まれる～

上の抜粋にもあるように「処理」＝「分別」「保管」「収集」「運搬」「再生」「処分」となっており、処理には多くの要素が含まれています。

また、廃棄物法第6条の2第2項には**『一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）』**という文章があります。ここから、「処理」＝「収集運搬」「処分」という事がわかります。

つまり、処理というのは、産業廃棄物を完全に捨ててしまうまでの、すべての工程を指しています。そして処理には特に、収集運搬と処分が含まれます。ここで処分についてはまだ続きがあるのですが、その分については、また次回にご説明したいと思います。

参考：廃棄物処理法虎の巻

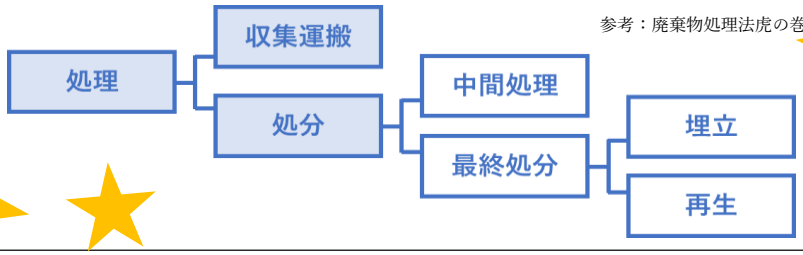

お知らせ

産業廃棄物でお困りのことがございましたら、
くろがね産業株式会社までお問い合わせください！

TEL/ 086-297-5447　FAX/086-297-6472